

## 児童・思春期の精神科医療の推進

骨子【I-2-(5)】

### 第1 基本的な考え方

児童・思春期の精神疾患患者に適切な医療を提供するため、児童相談所等との連携や、保護者等に対する適切な指導を行うことについての評価を行う。

### 第2 具体的な内容

必要に応じて児童相談所等との連携や保護者等に対する指導を行うことを要件として明示した上で、通院・在宅精神療法の20歳未満加算、心身医学療法の20歳未満加算の評価を充実させる。

現 行	改定案
<p>【通院・在宅精神療法】注3加算 200点</p> <p>[算定要件] 20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行った場合に算定する。</p>	<p>【通院・在宅精神療法】注3加算 350点(改)</p> <p>[算定要件] 20歳未満の患者に対して、<u>必要に応じて児童相談所等との連携や保護者等への指導を行った上で、</u>通院・在宅精神療法を行った場合に算定する。</p>
<p>【心身医学療法】注5加算 100分の100に相当する点数</p> <p>[算定要件] 20歳未満の患者に対して心身医学療法を行ったに算定する。</p>	<p>【心身医学療法】注5加算 100分の200に相当する点数(改)</p> <p>[算定要件] 20歳未満の患者に対して、<u>必要に応じて児童相談所等との連携や保護者等への指導を行った上で、</u>心身医学療法を行った場合に、算定する。</p>